# 子ども(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。)に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

### 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	仙台市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番 号	9-1 : 子どもの医療費助成に関する事務

#### 1. 進ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

1. 準する法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関す る事務であって主務省令で定めるもの	子ども(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。)に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に 基づき定める条例の名称 及び①の該当部分		仙台市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第3の項子ども(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。)に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が 規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	仙台市子ども医療費の助成に関する規則(平成23年12月27 日仙台市規則第79号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この規則は、(子ども)に対する医療費の助成に関し必要な事項を定め、もって(市民福祉の増進を図ること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規 範		仙台市子ども医療費の助成に関する規則(平成23年12月27 日仙台市規則第79号)

#### 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	仙台市子ども医療費の助成に関する規則第5条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請 に係る事実についての審査に関する事務	仙台市子ども医療費の助成に関する規則第5条第1項の規 定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審 査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	仙台市子ども医療費の助成に関する規則第4条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人 情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号/12	仙台市子ども医療費の助成に関する規則第4条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人 情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号/3	仙台市子ども医療費の助成に関する規則第4条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人 情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	仙台市子ども医療費の助成に関する規則第4条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
情報		

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	仙台市子ども医療費の助成に関する規則第5条第3項
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更 の認定に関する事務	仙台市子ども医療費の助成に関する規則第5条第3項によ る変更の申請に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ1	仙台市子ども医療費の助成に関する規則第4条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人 情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号/12	仙台市子ども医療費の助成に関する規則第4条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人 情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ3	仙台市子ども医療費の助成に関する規則第4条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人 情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ5	仙台市子ども医療費の助成に関する規則第4条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人 情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
備考		
届出情報		
独自利用事務の対象者	子ども	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年10月23日	
保護評価の実施の有無	1:実施済み	
評価書番号	9	
保護評価書の名称	子ども医療費助成に関する事務 全項目評価書	
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=8000020041009&kk_name=%E4%BB%99%E5%8F%B0%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=9&opn_date_from_day=19&opn_date_to_gengo=5&opn_	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.

 $date\_to\_year = 5\&opn\_date\_to\_month = 12\&opn\_date\_to\_day = 19\&count = 20\&search = \%E6\%A4\%9C\%E7\%B4\%A2$